示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金３，４４３，１９７円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月19日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
家屋補修工事費	1　式		1,375,507	
家具損害賠償費	1　式		32,200	
家電損害賠償費	1　式		593,410	
生活用品損害賠償費	1　式		1,424,080	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			3,443,197	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金４，１０３，０２７円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月20日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
家屋補修工事費	1　式		1,111,957	
家具損害賠償費	1　式		1,213,160	
電動工具損害賠償費	1　式		388,200	
家電損害賠償費	1　式		566,160	
生活用品損害賠償費	1　式		805,550	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			4,103,027	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車等が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金２，３５１，０００円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 10 月 27 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子　茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車損害賠償費	1　式		2,308,000	
生活用品損害賠償費	1　式		25,000	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			2,351,000	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する霊柩車等が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金４，７７５，８４９円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 11月 7日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
霊柩車修理費	1　式		123,453	
小型貨物トラック修理費	1　式		5,565	
倉庫清掃消毒費	1　式		68,000	
花環及び付属品損害賠償費	1　式		3,687,297	
花環及び搬送賃借費	1　式		193,000	
塔婆損害賠償費	1　式		376,659	
ドライケース等損害賠償費	1　式		321,875	
計			4,775,849	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する生活用品等が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金４５，２８０円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年11月7日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
生活用品等損害賠償費	1　式		27,280	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			45,280	